



マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています

◆業務ご案内◆

- 労務管理・年金等のご相談
- 給与計算・年末調整
- 就業規則・諸規程のご相談・作成
- 人事・賃金制度に関するご提案
- 労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- 労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- 月曜日～金曜日（祝日を除く）9時～17時



皆様いかがお過ごしでしょうか。コロナで不自由な生活は続いています。それとは関係なく季節は移り変わっていくものですね…。

4月でお子さん方も、入学、進級、就職等新たな生活が始まっていっしょなことと思います。最近、子どもが就職活動の話をするようになってきました。今の子どもたちはコロナで学生生活を制限されていますが、そんな中でもたくましく次の道を模索し、進んでいってくれることを願っています。



～パート・アルバイト 時給相場～

職種	平均値	最頻値	調査対象地域
レストラン カフェスタッフ	1,004	964	大阪市内
	950	900	神戸市

【アイデム人と仕事研究所より】

対象期間：2019年3月～2020年2月
データ数：965,877件

★4月のお仕事カレンダー★



4/12	● 2021年3月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
4/15	● 2020年分の所得税、個人住民税、個人事業税、贈与税の確定申告期限(特例で延期された期限)
4/30	● 3月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 2月決算法人の確定申告と納税・8月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで) ● 3月・8月・11月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで) ● 労働者死傷病報告(1月～3月分)の提出期限

★重要改正★



～36 協定届の様式が新しくなりました～

この4月から、36 協定届(正式には、「時間外労働・休日労働に関する協定届」)の様式があたりしくなりました。押印・署名の廃止と労働者代表の選任方法が適性かどうかを確認するチェックボックスが追加されました。ただし、協定書と協定届を兼ねる場合は、従来通り押印が必要です。

労働者に、法定労働時間を超え、または法定休日に労働をさせるには、労働者代表と使用者で合意の上 36 協定を締結し、これを労働基準監督署に届け出る必要があります。

さらに、この 36 協定については、常時各作業場の見やすい場所へ掲示することや、書面の交付等の方法により労働者に周知することも必要です。

押印・署名の廃止

使用者の押印が廃止されています。

協定書と協定届は、2通りの方法があります。

①協定届(⇒押印不要) + 協定書(⇒押印が**必要**)

②協定書が協定届を兼ねる(⇒押印が**必要**)

つまり、協定届の書式そのものが協定書を兼ねる場合は、従来通り押印が必要です。

適正な労働者代表である確認

労働者代表が適正に選出されたことを確認するため、「過半数を代表する者であること」と「管理監督者などでないこと」について 2つのチェックボックスが新設され、届出する際にチェックが必須となりました。選出は、投票、挙手等の方法で選出し、使用者の意向により選出した者は認められません。

36 協定届が新様式へ 36 協定について今一度確認しましょう。

前のページで、この 4 月から様式が新しくなったことを記載しましたが、そもそも 36 協定とは何でしょうか。今一度、その意味と手続きを確認してみましょう。

36 協定とは「**時間外労働・休日労働に関する協定**」のことで、労働基準法第 36 条に規定があることから、通称「36 協定（さびろくきょうてい）」と呼ばれています。36 協定届は、労働基準監督署への届出様式です。

労働基準法では 1 日 8 時間、1 週 40 時間を法定労働時間、週 1 日を法定休日としています。これを超えて時間外労働や休日労働を労働させる時は、事業場ごとに、あらかじめ労使間で 36 協定を締結し、労働基準監督署へ届け出なければなりません。そして、締結した 36 協定は労働者に周知しなければなりません。36 協定の締結から届け出までの流れは、次の図の通りです。

（出典：厚生労働省「[2021年4月～36協定届が新しくなります](#)」）



時間外労働の上限は原則として月 45 時間、年 360 時間です。

臨時的な特別の事情があって労使が合意し、特別条項付きの 36 協定を締結すると、法律による上限までは残業させることができます。

特別条項（法律による上限）

- 時間外労働が年 720 時間以内
- 時間外労働と休日労働の合計が月 100 時間未満
- 時間外労働と休日労働の合計について、「2 ヶ月平均」「3 ヶ月平均」「4 ヶ月平均」「5 ヶ月平均」「6 ヶ月平均」がすべて 1 月あたり 80 時間以内
- 時間外労働が月 45 時間を超えられるのは、年 6 ヶ月が限度

平成 31 年 4 月の法改正により罰則が明記され、上記に違反すると罰則（6 ヶ月以下の懲役または 30 万円以下の罰金）が科されるおそれがあります。

まだ協定を締結、届出していない会社様は、弊所にお声掛けくださいませ。

*マイナンバーも安心！
弊所は電子申請でお手続きしています*

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

